

維 持 管 理 計 画

維持管理計画

維持管理は、次の法令に準拠する。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第 2 章 一般廃棄物 第 3 条 3 項
- ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める命令
第 1 条 2 項
- ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令

1) 一般廃棄物の飛散及び流出防止対策

埋立地外周に飛散防止フェンス(H=1.8m)を設置する。

廃棄物の飛散防止のため、即日覆土を励行する。

埋立地の底盤及び法面部に 2 重の遮水シートを設置し、浸出水の流出を防止する。

埋立地の上流 1 箇所・下流 1 箇所に設置したモニタリング井戸の水質を検査する。

特に下流側の井戸においては常時モニタリングを行う。

2) 悪臭防止について

即日覆土の励行。

必要に応じた脱臭剤等の散布。

3) 消火設備について

消火器を設置する。

4) 鼠、カラス、昆虫対策

即日覆土の励行。

殺虫剤等の散布。

5) 防犯対策

計画地外周に侵入防止フェンスを設置し、出入り口には夜間の関係者以外の立入りと不法投棄を防ぐため門扉(鍵付)を設置する。

さらに、緊急時における連絡網を確立しておく。

6) 立札等について

埋立地の出入り口に施設案内看板を設置し、必要事項を明示する。

7) 遮水シートの保護対策

法面部はカラー保護マット（1 cm）で覆い、シートの紫外線劣化を防止する。

低面部は厚さ50 cmのサンドマットで覆い、埋立重機からのシート損傷及び紫外線劣化を防止する。

8) 遮水シートの定期点検等について

漏水検知システムにより随時定期点検を行い、必要があると認められた場合は、直ちに補修を行う。 ※モニタリング設備参照

9) 放流水の維持管理及び放流河川の水質検査について

放流水の水質は、当該施設の計画放流水質に適合するように維持管理する。また、定期的に放流河川の水質検査を行う。

10) 雨水の侵入防止について

埋立地外周に側溝を設置し、埋立地内への雨水の侵入防止を講じる。

11) 排水処理施設及び水質測定機器の管理

定期的に排水処理施設機器の点検及びpH計・電気伝導度計の調整を行う。

定期点検（オーバーホール）は水処理施設設置メーカーにより行う。

12) 側溝等の維持管理について

土砂等の堆積には十分に注意し、必要があると認められた場合には清掃等を行う。

13) 発生ガス対策

処分場へ埋立てられる廃棄物からの発生ガスと、覆土等に含まれる有機質からの発生ガスに対し、底面部にガス抜き設備（塩ビパイプφ200）を設置する。

埋立の進行に合わせて随時継ぎ足し作業を行う。

14) 搬入車両及び作業時間

4 t ダンプにて、埋立物を 8 時 30 分頃に 1 台、16 時 30 分頃に 1 台程度搬入する。

作業時間は、午前 2 時間、午後 2 時間程度で敷均し締固め・覆土及び点検等を実施する。

15) 埋立処分の終了について

埋立処分終了後は、廃棄物が露出することのないように埋立物の上に 50cm 以上の覆土をする。

16) 最終処分場の閉鎖について

最処分場は、埋立物の飛散及び流出、埋立地からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染、並びに埋立地からの火災防止に必要な措置を講じた上で閉鎖する。

17) 最終処分場の維持管理記録の保存について

維持管理により生じた記録は、最終処分場を廃止するまで事業主体で保存する。